



内閣総理大臣 安倍晋三 様
衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様

公益財団法人日本YWCA
会長 俣野尚子
総幹事 西原美香子

**集団的自衛権の行使に向けた解釈改憲、立法改憲、明文改憲に強く抗議し、
立憲主義国家として、国民への説明責任を果たすことを求めます**

私たちは、集団的自衛権の行使容認に向けて着々と準備を進めている政府の動きを、主権者として大変危惧しています。

安倍内閣下で政府は、集団的自衛権行使推進に関わってきた人物を内閣法制局長官に任命したほか、法的裏づけのための「国家安全保障基本法案」、自衛隊による行使手続きを定める新法「集団的自衛事態法」(仮称)の整備も検討しています。さらに、私たちの知る権利を奪う恐れのある「特定秘密保護法(秘密保全法)」、そして「国家安全保障会議(日本版 NSC)」を設置する法案の提出と成立も目指しています。

憲法に鑑みて従来、必要最小限度の個別的自衛権の行使は認められるとされてきましたが、半世紀以上に渡って歴代の首相や内閣法制局長官は集団的自衛権の行使を否定してきました。憲法9条の第1項には、国権の発動たる戦争と武力による威嚇・行使について「永久にこれを放棄する」とあります。さらに第2項で「戦力は、これを保持しない」と定めています。自国が攻撃されてもいないのに、武力行使をするという集団的自衛権は、憲法の文言から考えて、決して許容されることではありません。

私たちは、平和主義を貫く日本国憲法に誇りを持っています。日本YWCAは、多大な犠牲を出した戦争の反省の下生まれた日本国憲法の精神に立ち、戦後は一貫して、国連の諮問資格を持つ国際NGOの一員として、国際平和のために草の根外交を行って参りました。特に、中国、韓国、台湾など、近隣諸国のYWCAと共に、東アジアの平和構築のために働き、人的繋がりや信頼関係による平和な関係を継続しています。

そうした草の根の努力を顧みず、主権者である私たち国民の理解を得ることなく、政府の判断で憲法を頭越しにした解釈と法的手続きを執ることに強い怒りを覚えます。立憲主義国家、法治国家として許されないことだと考え、強く抗議し、国民への説明責任を果たすことを求めます。

2013年10月25日